

農用地利用集積等促進計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画について以下のとおり認可した。

（「以下のとおり」は省略し、今回認可した農用地利用集積等促進計画を兵庫県農林水産部農業経営課、農用地利用集積等促進計画の対象となる農地の所在する市町を管轄する農林（水産）振興事務所に備え置いて閲覧に供する。）

令和6年8月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 今回認可した農用地利用集積等促進計画の概要 （賃借権又は使用貸借による権利の設定関係）

申請年度 及び番号	賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地 (筆数が2以上の場合は代表1筆)
	氏名又は名称	住所	
令和 6	第143号	株式会社榮藤 LAB	揖保郡太子町 姫路市林田町下伊勢字鬼田 1087 計1筆
	第144号	株式会社榮藤 LAB	揖保郡太子町 姫路市林田町下伊勢字鬼田 1088 計11筆
	第145号	株式会社榮藤 LAB	揖保郡太子町 姫路市林田町下伊勢字鬼田 1084 計1筆
	第161号	株式会社 S P	洲本市 洲本市中川原町市原字岡本 673-1 計20筆
	第162号	株式会社 S P	洲本市 洲本市中川原町市原字岡本 668B 計1筆

2 農用地利用集積等促進計画を認可した日

令和6年8月26日